

奈良県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 吉野室生寺針線
- 三 道路の区域

2 8	路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
宇陀市室生田口 元上田口一八六 九番一先から 宇陀市室生田口	宇陀市室生田口 元角川一八七〇 番一先から 宇陀市室生田口 元角川一八七〇 番一先まで	前	A	四・三 ） 一四・七	五四二・四	
		B		八・七 ） 二五・八	四一五・六	寺下橋 L 一五・三 m 中出橋 L 一九・三 m 向出橋 L 八・一 m

元上田口二二五  
番三先まで

後

B

八・七  
八・七  
二五・八

四一五・六

寺下橋

L || 一五・三

m

中出橋

L || 一九・三

m

向出橋

L || 八・一  
m